

回答書

(令和 8 年 7 月 21 日)

事業名	令和 8 年度「県内企業インターンシップ構築・実践モデル創出事業」企画・運営業務	
No.	質疑事項	回答
1	提案書（任意様式・A4 ホチキス留め）について、ページ数（スライド枚数）の上限、およびカラー／モノクロの指定はありますか。	提案書について、カラー／モノクロの指定及びページ数（スライド枚数）の上限はありません。
2	プレゼンテーションは「提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しない」とありますが、プロジェクターや PC 画面での投影も不可（紙資料のみでの説明）という認識で相違ないでしょうか。	提出された提案書と同内容であれば、プロジェクターへの投影は可能です。なお、プロジェクター及び HDMI ケーブルは委託者にて用意しますので、提案書の投影を希望される場合は、HDMI 端子を有するモバイル PC をご持参ください。
3	ワークショップ（20 社想定）・事例共有会（50 社想定）・インターンシップ参加学生の集客は受託者が行うものと理解していますが、県からの広報支援（県公式 HP・SNS での周知、関係機関への案内、対象企業・学生リストの提供等）はどの程度想定されていますか。あわせて、過年度の実施実績（参加企業数・学生数等）は開示いただけますでしょうか。	県からは、さがジョブナビ登録企業約 3,000 社へのメール配信及び HP への掲載を行う予定です。 なお、過年度の実施実績については、事例共有会の参加企業数は 27 社、学生向けセミナーへの参加学生数は、200 名と 100 名の各 1 回です。
4	学生向けセミナーについて「大学等との開催日程・講義時間・会場等の調整は委託者が行う」とある一方、「講師の手配、配布資料の作成等の実施に必要な一切の事務を行う」ともあります。受託者は大学側との調整（講義内容のすり合わせ、学生募集の周知等）にどの段階から、どの範囲で関与するものと想定されていますか。	受託者は、セミナー実施に必要な講師の手配、配布資料の作成、講義内容の企画・検討等を行うものとします。 なお、講義内容の調整については県との間で行うことを想定しており、大学等の教員との講義内容のすり合わせは想定しておりません。 また、大学の講義内での実施を想定しているため、学生募集に係る周知は不要と考えています。

5	伴走支援として実施するインターンシップにおいて、学生に交通費・宿泊費・報酬等が発生する場合、それらは受入企業の負担という認識でよろしいでしょうか。	学生に交通費、宿泊費、報酬等が発生する場合の負担者については、受入企業の負担として差し支えありません。
6	就業体験（伴走支援 2 社）について、仕様書では 5 日間の実施が想定されていますが、受入企業がインターンシップ実施経験の乏しい中小企業である場合、準備・実施の負担や学生の参加ハードルが高くなることが想定されます。企業の実態や習熟度に応じ、5 日間に限らず、短期・段階型の就業体験（オープンカンパニー等を導入段階として組み合わせる設計を含む）を提案・実施することは可能でしょうか。	就業体験については、5 日間の実施を想定しています。 本事業により、県内企業におけるインターンシップの導入・実施を促進したいと考えているため、短期のオープンカンパニー等への変更は想定していません。 なお、具体的な実施内容については、受入企業の状況等を踏まえ、委託者と協議のうえ決定するものとします。
7	構築ワークショップおよびアフターフォローの現地相談窓口について、仕様書では佐賀市内会議室での対面実施が想定されていますが、参加企業の利便性・参加率確保の観点から、一部回をオンラインまたはオンライン併用で実施することは可能でしょうか。	計 2 回を予定している構築ワークショップについては、対面での実施を必須とします。 なお、アフターフォローについては、「現地相談窓口」の設置は仕様書にて求めておりませんので、実施方法については受託者の提案によるものとします。
8	ワークショップの実施場所は「佐賀市内の会議室」と指定されていますが、会場費は委託上限額（4,050 千円）に含めて見積もる必要がありますか。または県所有の会議室等を無償利用できる想定でしょうか。	会場費は、委託上限額に含めて見積もっていただく必要がございます。なお、佐賀県庁内の会議室に空きがある場合は、無料で使用することが可能です。また、県有施設等の利用に係る減免措置については、各施設の利用方針によりますので、詳細は各施設にご確認ください。
9	本事業で制作したデータ等の著作権は委託者に帰属するものと理解しております。一方で、ワークショップ等で活用するテンプレート・フレームワーク・分析手法等のうち、受託者が本事業以前から独自に開発・保有している既存のノウハウについては、本事業への持ち込み後も引き続き受託者に著作権が留保され、県への帰属対象外となる（受託者が他事業でも継続し利用できる）という理解でよろしいでしょうか。	本事業において作成した成果物等の著作権は委託者に帰属するものとします。ただし、受託者が従前から保有しているノウハウについては受託者に権利が留保されるものとし、委託者への帰属対象とはしません。したがって、当該ノウハウ等は本事業終了後も受託者において継続して利用できるものとします。